

原子力規制検査（核物質防護）において確認された核物質防護事案
～セキュリティ部門とセーフティ部門との情報連携について～

“The case reported as inspection findings in nuclear regulatory inspections for physical protection of nuclear material.”

～Communication between the security and safety divisions.～

令和7年（2025年）2月14日

1 対象となる被規制者²

加工事業者
試験研究用等原子炉設置者
発電用原子炉設置者
使用済燃料貯蔵事業者
再処理事業者
廃棄物埋設事業者
廃棄物管理事業者
核燃料物質使用者

2 目的

本件は、他の事業者においても措置を講ずる上で参考になると思われるため、情報を共有するものである。

なお、本件に関し、対象となる被規制者に作為又は不作為を求めるものではない。

3 事案概要

本項目については、第46回原子力規制委員会臨時会議（令和6年11月27日）の資料1の別紙2を参照されたい。

[N-ADRES]第46回原子力規制委員会 臨時会議 令和6年11月27日

4 規制側の問題意識

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、警備員の不十分な点検等により、十分な確認が行われなまま破壊行為の用に供され得る物品（以下「対象物品」という。）が防護区域内に持ち込まれた事案が確認された。

同発電所では、持込事業者に対し、対象物品を持ち込む際に必要となる申請書類の提出をセキュリティ部門及びセーフティ部門からそれぞれ求めていたが、その申請内容（物品名等）を情報共有する仕組みがなかったため、セキュリティ部門はセーフティ部門にのみ申請のあった対象物品を認識していなかった。

あらかじめセキュリティ部門とセーフティ部門の間で申請内容に関する連携を行っていれば、セキュリティ部門が対象物品の存在を認識し、点検を適切に実施できたと考え

¹ 本文書を出典として引用する場合の表記例は以下のとおりとする。

“原子力規制庁 被規制者向け情報通知文書「原子力規制検査（核物質防護）において確認された核物質防護事案」NIN11-20250214-pp”

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第10条、第18条、第20条の4、第25条、第29条、第36条及び第42条に定める場合に該当する場合に限る。

えられることから、参考として情報を共有することとしたものである。

5 発出責任者

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門
敦澤 洋司 安全規制管理官（核セキュリティ担当）